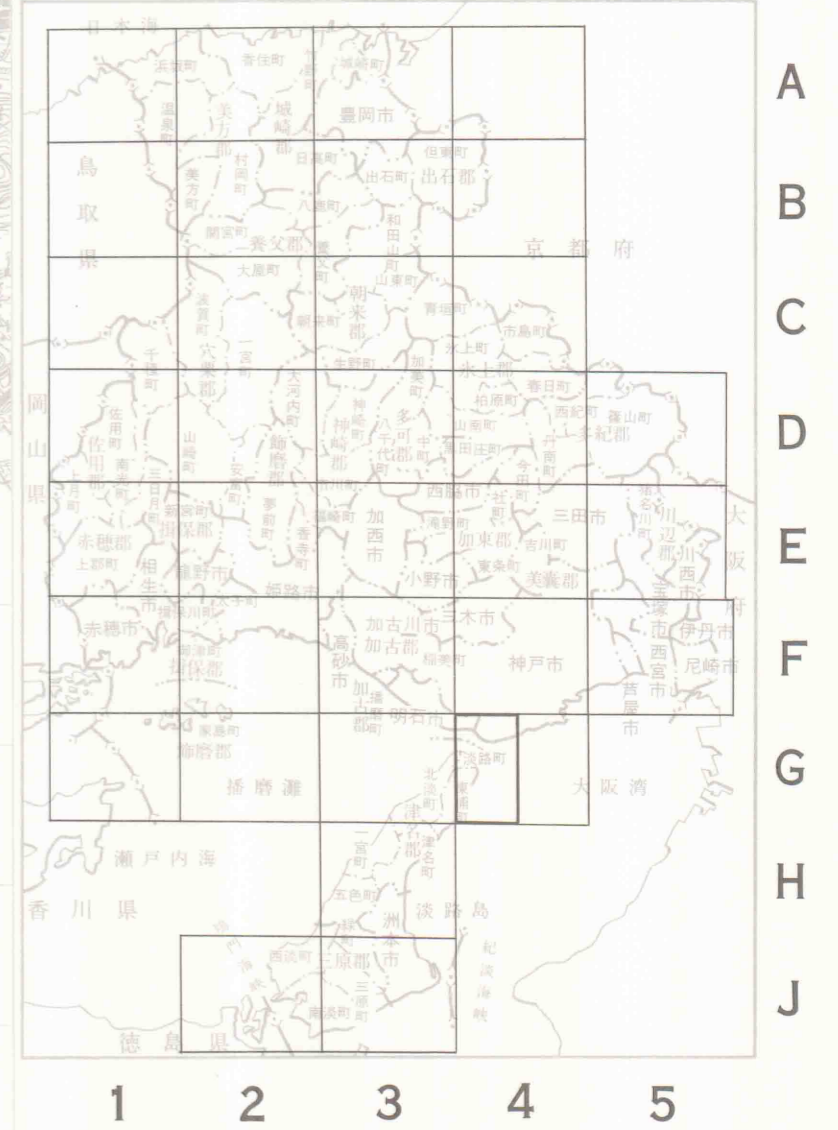


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

G-4

索引図



(第1次指定)
昭和37年6月6日 官報第10637号 建設省告示第1292号
附表

番号	地点	番号	経過地
100	神戸、明石市界と国鉄山陽本線軌道との交点	100-101	国鉄山陽本線軌道
101	朝霧川朝霧橋	101-102	朝霧川
102	明石市道朝霧第9号線起点	102-103	明石市道朝霧第9号線
103	明石市道朝霧第37号線終点	103-104	明石市道朝霧第24号線及び明石市道朝霧第37号線
104	明石市道朝霧第24号線と国鉄山陽本線軌道との交点	104-105	国鉄山陽本線軌道
105	明石市道太寺・上の丸第14号線と国鉄山陽本線軌道との交点	105-106	明石市道太寺・上の丸第14号線
106	明石市道太寺・上の丸第14号線と明石市道太寺・上の丸第11号線との交点	106-107	明石市道太寺・上の丸第11号線・明石市道太寺・上の丸第4号線及び明石市道太寺・上の丸第3号線
107	県道有瀬・大蔵線と明石市道太寺・上の丸第3号線との交点	107-108	県道有瀬・大蔵線
108	神戸、明石市界と県道有瀬・大蔵線との交点	108-100	神戸、明石市界

(第4次指定)
昭和49年5月2日 官報第14201号 建設省告示第670号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲まれた区域

淡路町地区	
①	一般国道28号と町道中学校線の交点と関西電力送電線野島岩屋線16号鉄塔の見通し線
②	関西電力送電線野島岩屋線
③	関西電力送電線野島岩屋線11号鉄塔と同線8号鉄塔の見通し線
④	関西電力送電線野島岩屋線8号鉄塔と同線6号鉄塔の見通し線
⑤	関西電力送電線野島岩屋線6号鉄塔と同線舞子野島線20号鉄塔の見通し線
⑥	関西電力送電線舞子野島線20号鉄塔と同線18号鉄塔の見通し線
⑦	関西電力送電線舞子野島線18号鉄塔と同線16号鉄塔の見通し線
⑧	関西電力送電線舞子野島線17号鉄塔と県道福良江井岩屋線大谷橋の見通し線
⑨	県道福良江井岩屋線
⑩	一般国道28号
東浦町A地区	
①	大蔵川
②	町道浦39号線
③	東浦町と淡路町の境界線
④	一般国道28号

注) 1. 線の起点は、前項の線との最初の交点（最初の線にあっては、末尾の線との最初の交点）とし、線の終点は、次項の線との最初の交点（末尾の線にあっては、最初の線の起点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前項による起点から終点に向かって右側の境界線とする。

凡 例	
	第1次指定区域
	第4次指定区域

注) この図面は、おおむねの区域を表わしているため、詳細については、告示により確認してください。

「許可なく複製を禁ずる」

1 : 25,000

